

岩手県教育委員会教育長告示第4号

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成13年岩手県教育委員会教育長告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月22日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の種類	開示する内容			事務の種類	開示する内容		
公立学校教員採用候補者選考試験	<u>第1次試験の総合ランク及び第2次試験の総合ランク（それぞれの試験の不合格者に係るものに限る。）</u>	<u>それぞれの試験結果通知の日から起算して1月間</u>	教職員課	公立学校教員採用候補者選考試験	<u>第1次試験の総合順位及び第2次試験の総合順位（それぞれの試験の不合格者に係るものに限る。）</u>	<u>それぞれの試験結果通知の日から起算して1月間</u>	教職員課
県立学校職員採用候補者選考試験	〃	〃	〃	県立学校職員採用候補者選考試験	〃	〃	〃
県立高等学校入学選抜学力検査	<u>教科別得点、調査書の換算合計点、面接の得点、小論文又は作文の得点及び適性検査の得点</u>	<u>合格発表の翌日から起算して1月間</u>	受検した県立高等学校	県立特別支援学校高等部及び専攻科入学選考学力検査等	[略]		
県立特別支援学校高等部及び専攻科入学選考学力検査等	[略]			県立特別支援学校高等部及び専攻科入学選考学力検査等	[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。